

**一宮市立小中学校警備業務委託**  
一般競争入札公告

一宮市告示第156号

一宮市立小中学校警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び一宮市契約規則（昭和50年一宮市規則第16号）第35条の規定により公告する。

平成31年4月16日

一宮市長 中野 正康

1. 委託内容

(1) 委託案件の名称及び数量

一宮市立小中学校警備業務委託 一式

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とする。

(3) 業務期間

契約の日から令和11年3月31日まで

(4) 入札方法

ア 消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）に係る免税事業者については、契約希望金額を入札書に記載すること。

イ 消費税に係る課税事業者については、消費税額の計算にあたり、機器設置費（旧一宮市の防犯警報システム【別添1、別添2参照】の撤去費を含む。）及び令和元年9月1日～令和元年9月30日までの警備委託料については、その100分の8に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とし、令和元年10月1日～令和11年3月31日までの警備委託料については、その100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とした契約希望金額を入札書に記載すること。

ウ 落札決定後、上記に対する内訳書を提出すること。

2. 入札に参加する者に必要な資格及び条件

次に掲げる要件をすべて満たしている者。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当していないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 平成30・31年度一宮市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に搭載され、大分類「役務の提供等」、中分類「建物等各種施設管理」、小分類「警備・監視」に登

録されている者であること。

- (4) 公告日から開札日において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 公告日において、名簿に記載されている契約を締結する営業所等の所在地が愛知県内であること。
- (6) 平成 26 年度以降、官公庁等発注の警備業務の実績があること。
- (7) 公告日から開札日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

### 3. 入札説明書の交付方法等

#### (1) 入札説明書の交付方法

平成 31 年 4 月 16 日（火）から令和元年 7 月 1 日（月）午後 3 時まで一宮市公式ウェブサイトアクセスし、ダウンロードして入手すること。

アドレス：

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/jigyosha/nyusatsujoho/1009885/index.html>

#### (2) 入札・開札の日時及び場所

令和元年 7 月 1 日（月） 午後 3 時 00 分

一宮市役所本庁舎 4 階 403 会議室

#### (3) 契約条項を示す場所及び問合せ先

一宮市教育文化部総務課 施設管理グループ

一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号（郵便番号 491-8501）

電話（0586）85-7071

電子メール：k-somu@city.ichinomiya.lg.jp

### 4. その他

#### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 入札保証金

免除

#### (3) 入札の無効

一宮市契約規則第 37 条の規定に該当する入札及び確認申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札は無効とする。

#### (4) 契約書作成の要否

要

#### (5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、確認申請書及び関係書類を平成 31 年 4 月 16 日（火）午前 10 時から平成 31 年 4 月 24 日（水）午後 5 時までの期間に持参により提出すること。

期限までに競争入札参加申出書を提出していない者は、入札に参加することはできない。なお、提出した書類について説明を求められた場合は、これに応ずること。

(6) 落札者の決定方法

一宮市契約規則第 43 条第 1 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が複数いた場合は、くじにより落札候補者を決定する。

(7) 暴力団の排除について

ア 契約の締結

入札（開札）の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「暴力団排除合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

イ 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「暴力団排除合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

ウ 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(8) 予算の減額又は削除に伴う解除等

この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、一宮市はこの契約を変更又は解除することができる。また、その場合において、落札者に損害が生じたときは、一宮市は落札者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、一宮市と落札者で協議して定めるものとする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。